

MotoGP小椋藍選手 22年ぶりの日本人優勝

サッカーW杯で世界中が熱狂していた6月28日、ロードレース世界選手権(MotoGP)第10戦オランダGPで、小椋藍選手(アプリリア)が最高峰クラスで見事な走りで見事な初優勝を飾りました。MotoGPは「オートバイのF1」とも称される世界最高峰の舞台です。日本人ライダーの優勝は2004年の玉田誠選手以来、実に22年ぶり。この数字だけでも世界の壁の厚さを物語っています。しかし、今回の勝利の価値はそれだけではありません。

《歴史を変えた前例なき挑戦》

1990年代から2000年代初頭には、岡田忠之選手、ノリツクこと阿部典史選手、加藤大治郎選手ら日本のレジェンドたちが、ホンダ、ヤマハ、スズキなど日本メーカーとともに世界で大活躍。日本の二輪自動車産業の強さを示してきました。

一方、小椋選手がまたがるのはイタリアメーカー「アプリリア」。最高峰クラス70年以上の歴史で、「日本メーカー以外のマシンで優勝した日本人」は小椋選手が史上初です。欧州勢が圧倒的な強さを誇る中、その牙城で実力を認められ、頂点に立ったことは、まさに前例なき偉業です。

《世界で戦う者が分かる日の丸の重み》

私も19歳でヨーロッパへ渡り、F1に挑戦してきました。言葉や文化の違いに加え、「ヨーロッパ中心」ともいえる環境の中で、アジア人ドライバーが結果を出し、チームの信頼を勝ち取ることがどれほど孤独で、強靱な精神力を必要とするか身をもって経験しました。だからこそ、小椋選手の優勝には心から敬意を抱きます。

表彰台では日の丸が最も高く掲げられ、国歌が演奏されました。私自身も海外で日の丸を背負って戦う中で、日本人であることの誇りと、支えてくださった方々への感謝を幾度となく実感してきました。国旗は単なる一枚の布ではなく、日本の歴史や誇り、世界で挑戦する人々の故郷への思いが込められた象徴だと考えています。

《国旗をどう守るかという議論》

このような思いもあり、現在国会で審議されている「国旗損壊罪」に関する法案にも大きな関心を持っていきます。現行の刑法では外国国旗の損壊は処罰されますが、日本国旗には処罰規定がありません。今回の法案はこの不均衡を是正するものです。一方で、表現の自由との関係や立法事実などにつ

いても議論が行われており、6月30日に衆議院を通過し、現在は参議院で審議される予定です。スポーツの国際舞台で日の丸が掲げられる姿に感動する。その思いを多くの国民が共有しているからこそ、国旗の在り方についても冷静で丁寧な議論が必要だと考えています。

《前例なき挑戦が、日本の未来を拓く》

小椋選手の優勝は、一人のアスリートの快挙にとどまりません。前例のない道を切り拓く挑戦が、日本中に勇気と誇りを届けてくれました。

私も過去の経験から、国政の場で、既得権益や前例主義の壁を乗り越え、挑戦したいと思う人たちが力を発揮できる環境を整えることが使命だと考えています。

小椋選手やサッカーW杯の日本代表のように、世界へ挑戦する人々が活躍し、その挑戦が次の世代へとつなげる日本を目指して、守るべきものは守りながら、必要な改革には果敢に取り組み、日本の未来、地域のために全力を尽くしてまいります。

衆議院議員

山本左近



H.P.



《やまもと・さこん》

愛知県豊橋市出身。1982年7月9日生まれ。43歳。豊橋南高校卒業、南山大学。11歳、レーシングキャリアスタート。19歳、単身渡欧。24歳、当時日本人最年少F1ドライバーデビュー。30歳、帰国後、医療介護福祉の世界に。医療法人・社会福祉法人さわらびグループの統括本部長就任。2019年第25回参議院議員通常選挙(比例代表)に自民党公認で立候補し、落選。2021年第49回衆議院議員総選挙(東海ブロック比例代表)に自民党公認で立候補し初当選。当選直後から、合成燃料の国産化の必要性を訴え、3年以上に日本初の実証プラントの稼働を実現した。また、2022年8月初当選後一年に満たない中、文部科学大臣政務官兼復興大臣政務官に異例の抜擢。科学技術・文化の担務を中心に活躍。2024年第50回衆議院議員総選挙にて落選。2026年第51回衆議院議員総選挙にて2期目の当選。英語、スペイン語を話すマルチリンガル。

資料解説

国旗損壊罪の法律案について

日常生活の中で国旗を掲揚する習慣は、日本では以前より少なくなってきたように感じます。しかし、国際スポーツ大会などで日本人選手の活躍とともに日の丸が掲げられ、国歌が演奏される場面に感動を覚える方は少なくないのではないのでしょうか。特別なものではなく、国旗が日常の中に自然にあることを大切にできる日本でありたいと考えています。



国旗損壊罪の法律案とは？

国家の象徴である日本国旗を損壊・汚損する行為を処罰対象とする法案



<h3>法案の概要</h3> <p>日本の国旗(日の丸)を、一定の態様で損壊・汚損する行為を処罰する。</p> <p>対象 日本の国旗(日の丸)</p> <p>行為 「人に著しく不快または嫌悪の情を催させるような方法」で、公然と次の行為をした場合 損壊 除去 汚損</p> <p>法定刑 2年以下の拘禁刑 または20万円以下の罰金</p> <p>その他のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら国旗を損壊している様子をライブ配信する場合も処罰対象となり得る 報道やその映像の紹介などは対象外 絵画・アニメ・漫画・ゲーム・生成AIによる創作物や、お子さまランチの旗などは対象外 	<h3>制定を求める理由(賛成意見)</h3> <ul style="list-style-type: none"> 外国国旗には刑法第92条(外国国章損壊等)があるのに、日本国旗には同様の規定がないのは不均衡である。 国家の象徴である国旗を法的に保護すべきである。 国旗を大切に思う国民感情を保護する必要がある。 <h3>現在の主な論点</h3> <ul style="list-style-type: none"> ①表現の自由との調整 芸術作品や政治的パフォーマンスとの線引きをどうするか。 ②処罰範囲の明確性 「公然」「著しく不快」といった基準をどこまで明確にできるか。 	<h3>反対・慎重意見</h3> <ul style="list-style-type: none"> 表現の自由(憲法第21条)への萎縮効果が懸念される。 政治的な抗議活動まで処罰対象になる可能性がある。 「著しく不快」「嫌悪」といった基準が曖昧で、恣意的な運用につながるおそれがある。 外国国旗を保護する刑法第92条は外交関係を保護する趣旨であり、日本国旗とは立法目的が異なるため、「不均衡」とは言えないとの意見もある。 <h3>これまでの経緯</h3> <ul style="list-style-type: none"> 2012年 自民党が類似の法案を提出したが廃案。 2021年 再び検討されたが提出されず 2025年 与党の政策合意に盛り込まれる。 2026年 法案が具体化・提出され、国会で審議が進められている。 <p>*2026年7月時点</p>
---	---	--

この法案は、「国家の象徴を保護する必要性」と「表現の自由をどこまで制約できるか」という二つの価値が正面からぶつかるテーマであり、今後の審議でもそのバランスが最大の焦点となる。

開会中も土日は、地元で活動しています。気軽にイベントなどにお声かけください！



高師体育館で行われたボッチャ大会に、チームギンズで中村県議、土屋市議らと共に出場。



ミニ集会を開催しています。自然災害や防災減災に関する話題が上がることも多いです。地域の防災力強化に向けて具体的に国県市の連携を進めて参ります。



半年の穢れを祓う夏越の大祓の神事に参列。茅の輪を3回くぐり、無病息災をご祈念いたしました。山本賢太郎豊橋市議会副議長らとも一緒に。



日本版マイスター制度に関するPTにて木原官房長官に提言申し入れ。日本の「技能を守る」を再定義し、文化・産業・インフラを支える技能をそれぞれの専門性に応じた省庁連携をさらに進めていくべきと提言。

JAPAN as No.1 Again!

日本を再び世界一の国へ

是非あなたのお力を貸してください

山本左近の政治活動を支えるサポーターを募集しています。地元の未来を共につくる仲間として、ぜひあなたのお力をお貸しください。また、ポスターを屋内外に掲示いただける方がいらっしゃいましたら、事務所までご連絡ください。

討議資料